

(12) 公営企業職員の状況

① 職員給与費の状況（決算）

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める職 員給与費比率 B/A	(参考) 19年度の総費用に占め る職員給与費比率
	千円	千円	千円	%	%
20年度					
電気事業	2,921,339	212,388	352,668	12.1	11.6
水道事業	4,218,484	612,317	456,584	10.1	11.1

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
	人	千円	千円	千円	千円	千円
20年度						
電気事業	51	215,606	43,061	94,001	352,668	6,915
水道事業	64	278,366	58,548	119,672	456,586	7,134

(注) 職員手当には退職手当を含みません。職員数は、20年3月31日現在の人数です。

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（平成20年4月1日現在）

区 分		平均年齢	基本給	平均月収額
電気事業	長野県	44.4歳	387,040円	599,775円
	団体平均	43.2歳	366,454円	583,137円
水道事業	長野県	46.8歳	390,755円	603,947円
	団体平均	45.6歳	402,819円	645,516円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含みます。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

長野県	
1人当たり平均支給額（20年度）	
電気事業	1,880千円
水道事業	1,900千円
（20年度支給割合）	
期末手当	勤勉手当
3.0月分	1.5月分
(1.6)月分	(0.75)月分
（加算措置の状況）	
職制上の段階、職務の級等による加算措置	
・役職加算	5～20%
・管理職加算	15～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

イ 退職手当（平成 20 年 4 月 1 日現在）

長	野	県
(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続 20年	23.5 月	30.55月
勤続 25年	33.5 月	41.34月
勤続 35年	47.5 月	59.28月
最高限度額	59.28月	59.28月
その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置(2%~30%加算)		
1人当たり平均支給額		
電気事業	290千円	26,673千円
水道事業	- 千円	28,169千円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、20年度に退職した職員に支給された平均額です。

ウ 地域手当（平成 20 年 4 月 1 日現在）

支給実績（20年度決算）		7,911 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（20年度決算）		69,391 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給率）
	%	人	%
電気事業（全県）	1.5	51	1.5
水道事業（全県）	1.5	63	1.5

(平成 22 年度の制度完成時)

支給対象地域	支給率	一般行政職の制度（支給率）
	%	%
電気事業（全県）	1.5	1.5
水道事業（全県）	1.5	1.5

(注) 国の制度では、平成 22 年度での完成を目指して、平成 18 年度から支給率を段階的に引き上げることとしています。

エ 特殊勤務手当（平成 20 年 4 月 1 日現在）

支給総額（20年度決算）		千円
	電気事業	271
	水道事業	351
支給職員 1 人当たり平均支給年額（20年度決算）		円
	電気事業	14,241
	水道事業	14,031
職員全体に占める手当支給職員の割合（20年度）		%
	電気事業	38.8
	水道事業	39.7
手当の種類（手当数）	電気事業 水道事業	電気事業及び水道事業合計で 5

手当名	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価																							
特殊現場作業手当	職員	地上又は水面上 15 メートル以上の足場の不安定な箇所で行う作業	1 日につき 500 円 (2 時間未満の場合 300 円)																							
		地上又は水面上 5 メートル以上 15 メートル未満の足場の不安定な箇所で行う作業	1 日につき 400 円 (2 時間未満の場合 240 円)																							
		橋脚の基礎工事その他河川等におけるこれに類する工事において地下 15 メートル以上の縦坑（直径が 15 メートル未満のものに限る。）で行う作業	1 日につき 500 円 (2 時間未満の場合 300 円)																							
		橋脚の基礎工事その他河川等におけるこれに類する工事において水面下 2 メートル以上の深所又は地下 5 メートル以上の縦坑（直径が 5 メートル未満のものに限る。）で行う作業	1 日につき 400 円 (2 時間未満の場合 240 円)																							
		土砂の崩落の危険があるすい道、横坑又は斜坑の坑内で行う作業	1 日につき 500 円 (2 時間未満の場合 300 円)																							
		土砂の崩落の危険がある作業現場の作業等で傾斜 20 度以上の斜面又はその直下の足場の不安定な箇所で行うもの	1 日につき 400 円 (2 時間未満の場合 240 円)																							
		普通高圧以上の活線作業	1 日につき 500 円 (2 時間未満の場合 300 円)																							
		特別高圧送電線路における特殊装柱（開閉器装着柱、分岐柱、ガントリー柱等をいう。）の活線上部作業	1 日につき 500 円 (2 時間未満の場合 300 円)																							
		水圧鉄管の内部作業	1 日につき 500 円 (2 時間未満の場合 300 円)																							
		水圧鉄管充水中の水車、ケーシング又はドラフトチューブの内部作業	1 日につき 200 円 (4 時間未満の場合 120 円)																							
		次の範囲内で活線に接して行う作業	1 日につき 200 円 (4 時間未満の場合 120 円)																							
		<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">距離区分 活線の 電圧区分</th> <th colspan="3">距離区分</th> </tr> <tr> <th>頭上</th> <th>側面</th> <th>足下</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>メートル以内</td> <td>メートル以内</td> <td>メートル以内</td> </tr> <tr> <td>3,300ボルト以上 22,000ボルト未満</td> <td>0.4</td> <td>0.8</td> <td>0.8</td> </tr> <tr> <td>22,000ボルト以上 154,000ボルト未満</td> <td>0.6</td> <td>1.0</td> <td>1.2</td> </tr> <tr> <td>154,000ボルト以上</td> <td>1.8</td> <td>2.5</td> <td>3.6</td> </tr> </tbody> </table>				距離区分 活線の 電圧区分	距離区分			頭上	側面	足下		メートル以内	メートル以内	メートル以内	3,300ボルト以上 22,000ボルト未満	0.4	0.8	0.8	22,000ボルト以上 154,000ボルト未満	0.6	1.0	1.2	154,000ボルト以上	1.8
距離区分 活線の 電圧区分	距離区分																									
	頭上	側面	足下																							
	メートル以内	メートル以内	メートル以内																							
3,300ボルト以上 22,000ボルト未満	0.4	0.8	0.8																							
22,000ボルト以上 154,000ボルト未満	0.6	1.0	1.2																							
154,000ボルト以上	1.8	2.5	3.6																							

手当名	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
特殊現場作業手当	職員	電気工作物に係る次に掲げる作業で著しく危険なもの (1) 送電線路補修作業 (2) 外線作業 (3) 主要機器の分解補修及び据付けの作業 (4) 屋外鉄構の組立て又は架線の作業	1日につき200円 (4時間未満の場合120円)
		大規模なダム建設工事現場(当該工事現場に附帯する発電所建設工事現場を含む。)で行う作業	1日につき400円 (2時間未満の場合240円)
		重大な災害の発生した現場等で行う水防、消防、救助等の作業	1日につき600円(2時間未満の場合360円)。この場合において、作業が日没から日の出までの間(以下「夜間」という。)に行われるときは900円(2時間未満の場合540円)
		重大な災害の発生した現場等で行う巡回監視、避難誘導又は広報宣伝の作業	1日につき400円(2時間未満の場合240円)。この場合において、作業が夜間に行われるときは600円(2時間未満の場合360円)
		道路における上水道の漏水調査、導管の敷設等の作業で、午後8時から翌日の午前6時までの間において行うもの又は交通が頻繁な道路若しくは混雑する道路において交通を遮断することなく行うもの	1日につき400円 (2時間未満の場合240円)
		洪水警戒体制時において行うダム管理の作業又は大雨、雷雨、強風等の悪天候下の屋外において行う水門管理の作業	1日につき300円 (2時間未満の場合180円)
		ダムにおいて行う12月1日から翌年の3月31日までの間の屋外又はダム本体内部における計器の点検、整備、調査及び測定の作業	1日につき300円 (2時間未満の場合180円)
		ダム湖において行う流木等の除去のための船上作業	1日につき400円 (2時間未満の場合240円)
		発電機の運転に伴い発生する騒音が90デシベル以上である当該発電機の周辺において行う当該運転中の発電機の主軸の点検その他の作業	1日につき500円 (2時間未満の場合300円)
		手取水口危険作業	職員
発電管理事務所、上田水道管理事務所又は水道用水管理事務所の取水門において行うごみ除去の作業	1日につき500円 (2時間未満の場合300円)		
送水管、導水管等の敷設作業で有毒ガスの充満又は酸素の欠乏するおそれのある管路の内部において行うもの	1日につき500円 (2時間未満の場合300円)		
手有害物取扱	職員	有害ガスの発生を伴う実験等の作業又は有毒ガスの漏れるおそれの著しい危険な機器の取扱作業若しくは作業中有毒ガスの漏れた場合において行う必要な緊急処置で著しく危険な作業	1日につき300円 (4時間未満の場合180円)
用地交渉手当	職員	用地の取得又は用地の取得に伴う物件若しくは権利の補償に関し、現地において次に掲げる者以外の権利者を行う交渉 (1) 国、地方公共団体、公庫の予算及び決算に関する法律(昭和26年法律第99号)第1条に規定する公庫、特別の法律により設立された法人のうち国家公務員退職手当法施行令(昭和28年政令第215号)第9条の2に規定するものその他これらに準ずるもの (2) 土地、物件又はこれらに関する権利の譲渡を申し出たもの	1日につき700円(2時間未満の場合560円)。この場合において、交渉が午後7時以後に及ぶときは1,100円(2時間未満の場合960円)
手浄水検査	職員	上田水道管理事務所又は水道用水管理事務所勤務し、浄水の最終検査に従事することを常例とする職員が行う当該検査	1日につき400円 (2時間未満の場合240円)